

質問第一一〇号

陸上自衛隊オスプレイの暫定配備要請に係る千葉県及び木更津市からの照会
に対する防衛省の回答に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十二月六日

青木 愛

参議院議長 山東昭子 殿

陸上自衛隊オスプレイの暫定配備要請に係る千葉県及び木更津市からの照会に対する防衛省の

回答に関する質問主意書

令和元年五月二十四日に原田前防衛副大臣から木更津市に対し、木更津駐屯地へ陸上自衛隊オスプレイの暫定配備を行いたいとの考えが示され、六月十日には木更津市議会基地政策特別委員会協議会において、防衛省担当者から説明が行われたほか、六月十五日から八月二日までの間に住民に対する説明会が開催された。これらを踏まえ、九月三十日に千葉県及び木更津市が北関東防衛局長に対して、陸上自衛隊オスプレイの暫定配備要請に関する説明内容等について照会を行ったところ、十月三十一日に北関東防衛局より千葉県及び木更津市に対し回答があった（以下「防衛省回答」という。）。しかし、暫定配備期間を明確に示さないなど、防衛省回答では、暫定配備がそのまま恒久配備へと移行する懸念を払拭できない。

以下、陸上自衛隊オスプレイの木更津駐屯地への暫定配備を容認するものではないことを前提に、防衛省回答について質問する。

- 一 防衛省回答においては、佐賀空港への恒久配備について、現在防衛省から有明海漁協に対し直接説明しているところがあるが、現在までの進捗状況を示されたい。

二 防衛省回答では、暫定配備期間について、「期間の目安についても検討」するとある。政府としてどのようなスケジュールで木更津駐屯地への暫定配備を経て佐賀空港に恒久配備することを考えているのかも含めて、木更津駐屯地への暫定配備期間を明確に示されたい。

三 報道によれば、防衛省は木更津市との間に暫定配備期間厳守のための協定書を締結する必要はないと回答しているとされるが、それは事実か。事実であれば、その理由は何か、明確に示されたい。

四 木更津駐屯地に暫定配備した後、佐賀空港に恒久配備することが地元関係者との交渉等の結果、不可能となった場合、暫定配備している木更津駐屯地にそのまま恒久配備することになる可能性はあるか。

五 「陸上自衛隊オスプレイの今後の取扱いに関する再質問に対する答弁書」（内閣参質一九八第七五号）の「三について」及び防衛省回答において政府は、陸上自衛隊オスプレイの暫定配備先の候補となる四つの要件を挙げているが、オスプレイの運用に必要な滑走路長を有している施設を示されたい。また、それらの施設がある中で、何故木更津駐屯地が暫定配備先として選定されたのか、明確な理由を示されたい。

六 防衛省回答においては、相浦駐屯地に所在する水陸機動団との訓練について「一般論として（中略）輸送機が輸送される部隊の近隣演習場等に出向いた方が、移動に係る時間等の観点から効率的」とされている

るが、「陸上自衛隊オスプレイの今後の取扱いに関する再質問に対する答弁書」（内閣参質一九八第七五号）の「五について」において政府は、木更津駐屯地から相浦駐屯地までおおむね二時間かかるとの見解を示している。防衛省は、「駐屯地内にオスプレイ十七機を配置する地積があること」との要件を設けているが、十七機全てを木更津駐屯地一箇所に配備する合理性はないのではないか。

七 木更津駐屯地への陸上自衛隊オスプレイの暫定配備期間中に、在日米軍が保有するオスプレイとの共同訓練を行う可能性はあるのか。

八 陸上自衛隊オスプレイの訓練空域について、「陸上自衛隊オスプレイの今後の取扱いに関する再質問に対する答弁書」（内閣参質一九八第七五号）の「二について」においては、「自衛隊の航空機を使用して実際に訓練を行う空域については（中略）一概にお答えすることは困難である」、「暫定的な配備を行った場合のV二二を使用して実際に訓練を行う空域については（中略）確たることをお答えする段階になり」とされていたが、防衛省回答においては、現在木更津駐屯地に配備されている自衛隊の航空機の訓練空域等について詳細に回答し、陸上自衛隊オスプレイの訓練もこれと同様の態様となるとしている。改めて、陸上自衛隊オスプレイの訓練空域、訓練場所、訓練頻度について示されたい。

九 防衛省回答においては、木更津駐屯地周辺空域において「基本操縦訓練」を実施するとされているが、

この「基本操縦訓練」の内容、頻度、飛行経路を示されたい。また、「やむを得ず住宅地の上空を飛行せざるを得ない場合もある」とされているが、「やむを得ず住宅地の上空を飛行せざるを得ない場合」とはどのような場合か。極めて事故率が高いとされているオスプレイの飛行に関して、十分に安全を確保できることはあり得ないと考えている。

十 陸上自衛隊オスプレイに係る契約を解除することは可能か。可能である場合、どのような手続が必要となるのか。

十一 木更津市以外にも陸上自衛隊オスプレイの訓練空域に係る地方自治体はあるが、それらの地方自治体に対しても事前に暫定配備について了承を得る必要があるのではないか。

右質問する。